

行政苦情救済推進会議議事概要

- 1 日 時：平成18年5月23日（火）14:00～16:00
- 2 場 所：1002会議室（中央合同庁舎第2号館10階）
- 3 出席者

（メンバー）

座 長	塩 野	宏
	大 森	政 輔
	加 藤	陸 美
	田 村	新 次
	堀 田	力

（敬称略）

（総務省）

行政評価局長	福 井	良 次
大臣官房審議官	蝶 野	光
行政相談課長	三 宅	俊 光
行政相談業務室長	富 永	敏 長

4 会議次第

（1）新規付議事案の審議

- ① 健康保険に係る被扶養者の認定要件の見直し
- ② 労災障害補償年金の定期報告書への住民票の写し等の添付の廃止

（2）既付議事案のあっせん案の審議

- 日本学生支援機構の奨学金支給の改善

5 議事

(塩野座長)

第69回行政苦情救済推進会議を開催します。

本日の議題は、新規付議事案2件、既付議事案1件、その他となっております。

まず、新規事案である「健康保険に係る被扶養者の認定要件の見直し」について、事務局から説明願います。

(1) 新規付議事案の審議

① 健康保険に係る被扶養者の認定要件の見直し

《室長から、事案の概要を説明》

(事案の概要)

- 健康保険の被扶養者の認定に当たり、兄姉が弟妹を扶養している場合は同居の有無を問われないが、弟妹が兄姉を扶養している場合は、同居が必要とされている。重度障害を持つ兄姉を扶養している場合は、同居の有無を問わないような特例措置を講じてほしい。

(塩野座長)

本件は第1回目ですから、事実確認も含めて御意見を頂きたいと思います。

(田村委員)

近年核家族化が進み、祖父母が遠い故郷にいる形が一般的になってきていますが、家族の絆は国の基本であり、この問題のような扶養者たちを守る方策が必要だと思えます。

(塩野座長)

事実関係の質問ですが、健康保険の被扶養者になる場合と国民健康保険に本人が加入する場合とでは、どのような負担額等の違いが出てくるのでしょうか。

(室長)

今は健康保険、国民健康保険共に医療費の負担割合は3割ですので、違いが出てくるとすれば、保険財政の良い組合の健康保険の場合だと、家族療養費について一定額を超えたときに少し割り戻しがあるという程度だと思われます。

健康保険は被保険者が保険料を負担することになっていますが、国民健康保険は原則全員が保険料を負担するという形になります。本件の場合、兄姉に全く収入がないと仮定すれば、兄姉の国民健康保険の保険料が年額1万3千円になり、兄姉に129万円程度の収入があると仮定すれば年額7万円程度となります。一方、本件の兄姉が健康保険の被扶養者になれば、保険料を払わずに保険給付が受けられるということになり、その健康保険の財政に影響を与えるということになります。なお、このような方達がどのくらいいるかということについてはデータがなく、厚生労働省に問い合わせしていますが、なかなかデータが出てきません。

(塩野座長)

厚生労働省は、健康保険は財政上厳しい折から、安易には引き受けられないという見解なのでしょうか。

(室長)

そのようです。

(大森政輔委員)

国民健康保険の制度設計とそれ以外の医療保険の制度設計は質的に大きく異なります。この問題は社会医療保険の負担の単位がどうあるべきかということにまで関係するのではないのでしょうか。そうすると、我々があっせん等を行うことは適当ではないのではないのでしょうか。

また、本件については、兄姉を扶養している弟妹が事情により転居し、兄姉は知的障害者更正施設への入所待ちで従前から居住しているところに住む状態を「一時的別居」と解釈するのは、やや困難ではないのでしょうか。

(堀田委員)

本会議で、保険を個人単位とするか世帯単位とするかを取り上げることは適当ではないでしょう。本件については具体的妥当性のある解釈が可能かどうかにかかっています。ただ、弟妹と兄姉とで区別することにそもそも無理があったので、そこを趣旨解釈で救済できるかどうかだと思います。

(加藤委員)

保険の単位を個人単位とするか世帯単位とするかは根本的な問題ですが、本会議で取り上げるのは適当ではないと思います。

弟妹と兄姉で区別したということは、弟妹は小さくて子ども同然、ということを想定したのだと思いますが、本件は弟妹と兄姉の取扱いの違いを救済するのが本質だと思います。

(堀田委員)

「世帯」という概念の解釈権限は、住民基本台帳を所管している総務省にあるのではないのでしょうか。市区町村が、住民基本台帳の作成時に同一世帯かどうかを認定していることから、実質的な認定権限は市区町村にあるのですが、「世帯」の範囲についての解釈や運用が市区町村によって区々となっているようです。そのあたりが本件の突破口になるのではないかと思います。

(室長)

同一世帯についての直近の解釈は、昭和15年6月の厚生省保険院社会保険局長通達で、「同一世帯とは住居と家計を共にするもの」とされています。なお、「住居」とは住民票の「世帯」という意味ではないような定めをしていたかと思います。次回までに調べておきます。

(塩野座長)

本会議で保険に関する本質論をするのは無理ですが、弟妹は良くて兄姉はなぜダメなのかというような疑問が出てきたときに、申出人に対し適切な説明がなされているかということ、我々としてはきちんと調査すべきではないでしょうか。行政において、弟妹はいつまでも養うべき、兄姉は養う必要はないとしていることの説明はする必要があると思います。

(室長)

弟妹について同居要件を外した法改正時の国会の議事録を全て見ましたが、当時は被扶養者の範囲を拡大するという点については全く議論されていません。

(大森政輔委員)

法改正に関する法制局の審査録には、必ず改正要綱が付いていて、その理由が書いてあります。見た方が良いかと思います。

それと、「一時的別居」というのは、その後は戻る可能性があるから同居要件を満たすことになるという考え方ですが、知的障害者更正施設に入って、その後また自宅に戻るというケースは少ないのではないのでしょうか。

(堀田委員)

知的障害者更正施設は自宅に戻すことを目的としているのですから、自宅に戻るケースは多いと思います。

(大森政輔委員)

それでは問題は、本件のようなケースを一時的別居とみなすことができるかどうかですね。

(室長)

兄姉が施設に入所すれば弟妹が転居しても一時的別居と見なされますが、本件は、兄姉が施設への入所待ちで入れず、そのため弟妹は転居できません。しかし、兄姉が施設に入所できないのは家族の責任ではなく、受け皿がないためです。こういう状態を一時的別居と見なす運用ができないかということです。

(堀田委員)

その観点から本件を解決するなら、厚生労働省だけではなく、「世帯」の解釈の問題もあるので、総務省も関係してくるのではないのでしょうか。

(大森政輔委員)

本件のようなケースについて、同一世帯だとみなすのは難しいのではないのでしょうか。

(加藤委員)

しかし、弟妹であろうと兄姉であろうと、知的障害者であることには変わりはないん

ですよ。そちらの方が解決の糸口にならないでしょうか。

(大森政輔委員)

それだけで果たして足るかどうか。やはり兄弟姉妹は出てきますから。

(塩野座長)

弟妹は良くて兄姉はダメということに合理的理由があるのか、不合理な差別になっていないかということが重要です。弟妹は良いが兄姉はダメと判断したからには何らかの理由があったはずですが、まずは、そこら辺が分からないと判断が難しいでしょう。

また、同一世帯ということ 키워ワードにすると、一般概念の問題になるので難しいと思います。

(1) 新規付議事案の審議

② 労災障害補償年金の定期報告書への住民票の写し等の添付の廃止

《室長から、事案の概要を説明》

(事案の概要)

- 労災の障害補償年金は、年に1回、定期報告書に住民票の写し又は戸籍抄本を添付して提出しなければならないが、他の制度のように、住民票の写し等の添付を不要とするなどの簡素化を図ってほしい。

(塩野座長)

今の説明についてのご質問、あるいは本件についてのご意見を頂きたいと思います。

(堀田委員)

住民票の写し等の添付を求めていなかった時期であっても、定期報告書の提出は求めていたのでしょうか。

(室長)

定期報告書と医師の診断書の提出は求めていました。なお、労災と他の年金とを併給している場合に調整する必要があるため、住基ネットが導入されても、労災については定期報告書の提出を求める必要があります。

(大森政輔委員)

住基ネットの導入の手続きにはどのようなことが必要なのでしょうか。

(室長)

データ突合のためのシステムを新たに作る必要があります。

(大森政輔委員)

住基ネットに参加していない自治体がありますが、このことが改善に向けての障害にならないのでしょうか。

(室長)

住基ネットに参加していない自治体の住民については、住民票の提出が今後も必要になります。

(大森政輔委員)

住基ネットへの接続についての検討状況はどうですか。

(室長)

労災以外の国民年金、厚生年金については住基ネットとの接続の方向で動いていますが、労災についてはまだ検討も行われていません。

(相談課長)

国民年金等については、住基ネット導入前の平成10年から既に住民票の添付をやめています。

(大森政輔委員)

それは、労災についても、住基ネットの導入を前提要件にしなくても円滑に行くという例になりますね。

(堀田委員)

住基ネットの導入を前提とせずに、あっせんしたらよろしいと思います。

(塩野座長)

厚生労働省は、予算が取れそうにないという事情でもあるのでしょうか。そうであれば、逆にこちらのあっせんにより後押しする意味があると思います。システムの構築ができなければ、申請者がいちいち役所に時間をかけて行くという費用が考慮されていないわけで、それを考えれば、システムの構築がそれほど高いとは言えないと思います。

(室長)

厚生労働省ができないとする理由をもう少し確認して、あっせんする方向で進めたいと思います。

(塩野座長)

それでは、次回にあっせん案が提供されればと思います。

(2) 既付議事案のあっせん案の審議

- ・ 日本学生支援機構の奨学金支給の改善

《室長から、事案及びあっせん案の概要を説明》

(事案の概要)

- 4月は、授業料の納付を始め、教科書や教材の購入等に多額の出費を必要とする時期であるので、日本学生支援機構の4月分の奨学金を同月中に支給するようにしてほしい。

(あっせん案の概要)

- 学生支援機構は、速やかに、大学関係者等との協力体制を確立するなどして、業務方法書における「奨学金は、毎月1月分ずつ交付することを常例とする」とする規定のとおり、平成19年度を目標として、継続して貸与を受ける大学生に係る4月分の奨学金の同月中の交付の実現化を図る必要がある。

(塩野座長)

あっせん案の内容についてはよろしいでしょうか。

(一同)

結構です。

以上